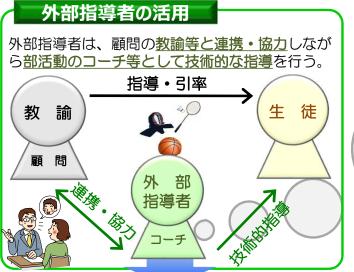


背 景

- ▶ 運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない 者が中学校で約46%、高等学校で約41%となっている。※1
- ▶ 日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中、最長となっている。※2

※1 (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年)」 ※2 OECD 「国際教員指導環境調査(TALIS2013)」





部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、<u>校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを</u> <u>職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定</u>。

<職 務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率^{※3}、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

※3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定

体制の整備

研修の実施

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、 服務等に関する事項等必要な事項を定めた部 活動指導員に関する規則等を策定。 学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

部活動指導員の任用

部活動指導員は、<u>部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭</u> 等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情

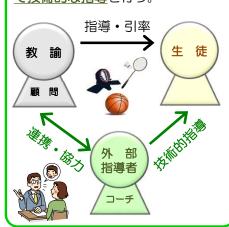
報交換を行う等の連携を十分に図る。

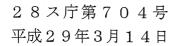




外部指導者の活用 (従来通り)

外部指導者は、顧問の<u>教諭と連携・協力</u>しながら<u>部活動のコーチ等とし</u>て技術的な指導を行う。







各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

スポーツ庁次長

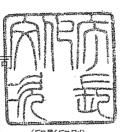
髙 橋 道



(ED影EDA)

文化庁次長

中岡



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 藤 原



学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第4号)」が平成29年3月14日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部(以下「学校」という。)におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものです。

本改正の概要及び留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いします。

また、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いします。都道府県知事におかれては所轄の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いします。

記

第1 改正の概要

本改正は、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものであること。

第2 留意事項

- 1 部活動指導員の職務
- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により 行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われ るものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事 すること。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。
 - 実技指導
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・部活動の管理運営(会計管理等)
 - ・保護者等への連絡
 - ・年間・月間指導計画の作成

部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

生徒指導に係る対応

部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめ や暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等と ともに学校として組織的に対応を行うこと。

・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

- (3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができること。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記(2)にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせること。
- (4) 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や上記(3) の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図ること。

2 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること。

なお,災害補償については,地方公共団体において部活動指導員を非常勤職員として任用する場合,労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第2項により、労働者災害補償保険の適用となることに留意すること。

3 部活動指導員の任用

部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とすること。

4 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月)等を踏まえ、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、服務(部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)を遵守すること等について、十分に理解させること。

5 生徒の事故への対応

学校の管理下において部活動指導員が部活動の指導を行った際に生徒に負傷等の事故が発生した場合であっても、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用となること。

6 適切な練習時間や休養日の設定

学校の設置者及び学校は、部活動指導員による指導を行う場合であっても、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒における様々な無理や弊害を生むことから、「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について」(平成29年1月6日付け28ス庁第540号)も踏まえ、練習時間や休養日を適切に設定すること。

なお、文部科学省においては、平成29年度に部活動に関する総合的な実態調査等を行い、平成30年3月末を目途に、スポーツ医・科学の観点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定を含む「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」を策定することとしていること。

7 生徒、保護者及び地域に対する理解の促進

学校の設置者及び学校は、部活動に対する生徒や保護者、地域の関心が高いことから、部活動指導員の配置に当たっては、事前に情報提供を行うなど、生徒や保護者等の理解を得るよう努めること。また、学校の設置者は、部活動指導員の確保に資するため、地域の体育協会、スポーツ団体及びスポーツクラブ等との連携を積極的に図ること。

第3 施行期日

本施行通知に係る省令については、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

別添資料

【別添1】学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年3月14日文部科学省令第4号)

【別添2】新旧対照表

【本件担当】

<運動部活動に関すること> スポーツ庁政策課学校体育室

電話:03-5253-4111 (内線3777)

< 文化部活動に関すること > 文化庁文化部芸術文化課

電話:03-5253-4111 (内線2828)

<学校教育全般に関すること>

初等中等教育局初等中等教育企画課

電話:03-5253-4111 (内線2346)

部活動指導員等への研修内容について

部活動指導員の任用にあたっては、学校設置者及び所属することとなる学校において、 任用前に研修を実施することが求められる。

また、任用後も、学校設置者及び学校において、定期的にフォローアップのための研修や相談が行われることが適切であると考えられる。

上記を踏まえ、学校設置者及び学校それぞれが実施する研修においては、以下の事項 について取り扱われることが適当と考えられる。

1. 学校設置者による研修

- ✓ 部活動指導員制度の概要(身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等)
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務(校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営(会計管理等)

2. 学校による研修

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針(各部の練習時間や休養日の徹底も含む)
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

29 文科初第509号 平成29年6月22日

文部科学省初等中等教育局長 スポーツ庁次長

教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果(速報値) 及び学校現場における業務改善に係る取組の徹底について(通知)

文化庁次長

4. 部活動の適切な運営等について

この度の調査結果において、運動部活動について「休養日等の基準を設定している」と回答した教育委員会は、都道府県で41(87.2%)、政令市で14(70.0%)、市区町村で737(42.9%)となっています。部活動の適切な練習時間や休養日の設定については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)等により、お願いしているところですが、引き続き、適切な対応に努めていただくようお願いします。

文部科学省としても、部活動の運営の適正化に向け、平成 29 年度において、スポーツ医・科学の観点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定を含む「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成することとしています。

また、本年4月に制度化した部活動指導員については、上記通知により、その職務の留意事項等を十分に了知のうえ、適切な対応をお願いしているところですが、部活動指導員による引率等については、スポーツ庁から公益財団法人日本中学校体育連盟会長、公益財団法人全国高等学校体育連盟会長及び公益財団法人日本高等学校野球連盟会長に対し、主催大会の関係規定の改正を行う等の対応を要請するとともに、関係する各都道府県連盟等に対しても、同様の協力が得られるよう、十分な周知を依頼しています。

ついては、各教育委員会においても、関係する各都道府県連盟等と協議を進めていただくようお願いします。

「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成9年12月)における 「運動部における休養日等の設定例」

中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議

運動部活動の意義の実現ということを考えれば、少ない活動日数・活動時間数が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日等が確保されることは必要なことである。

したがって、我々としては、[1] に示した調査結果の分析も踏まえ、次のような休養日等の設定例を示し、 各般の参考に供するところである。

[運動部における休養日等の設定例](参考)

- 中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上の休養日を設定。
- 高等学校の運動部では、学期中は週当たり1日以上の休養日を設定。
- 練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他 の曜日で確保。
- 休業土曜日や日曜日の活動については、子供の[ゆとり]を確保し、家族や部員以外の友達、地域の人々などとより触れ合えるようにするという学校週5日制の趣旨に適切に配慮。
- 長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。
- なお、効率的な練習を行い、長くても平日は2~3時間程度以内、休業土曜日や日曜日に実施する場合でも3~4時間程度以内で練習を終えることを目処とする。長期休業中の練習についても、これに準ずる。

これまでの運動部活動では、活動日数等が多ければ多いほど積極的に部活動が行われているとの考えも一部に見られたが、今後、各学校、各運動部において、適切に休養日等が確保されることを期待したい。

なお、委員の中には、可能なところでは、オフシーズンを設け、生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、多様なスポーツ経験を通じて幅広い成長を促すことが望まれるとの意見もあった。

また、他校の状況との比較などから各学校、各顧問の判断だけではなかなか休養日等を設定しにくい 現実があるとの委員の意見もあったところであり、これを踏まえると、都道府県・市町村の教育委員会や 学校体育団体において、休養日等の目安を示していくことも検討されてよい。

部活動指導員配置促進事業 ~部活動の適正化に向けて~

平成30年度要求額:15億円(配置人数:約7,100人)<新規>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。<スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象>

現状・課題

- ◇中学校教諭の部活動に係る1日当たり勤務時間は、土日で1時間4分増加(H18:1時間6分→H28:2時間10分)
 - (出典)文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)」(速報値)
- ◇中学校の運動部活動担当教員のうち、<u>担当教科が保健体育ではなく</u>、かつ、担当部活動の<u>競技経験がない教員の割合45.9%</u>
 (出典)(公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

対応策

- ◇適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促す。
 - ⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」策定中
- ◇指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置促進

期待される効果

- ◇教員の働き方改革
 - ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
 - ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減
- ◇部活動の質的な向上
 - ・正しい理解に基づく、技術の向上。
 - ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
 - ・想定される事故・けがの未然防止





〔部活動指導員の活用例〕



※この他、部活動指導員と教員とが顧問として役割分担を行い、教員の負担軽減を図ることも可能

補助金の概要

- 原則として補助対象は「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に該当する者)を想定
- ○1校あたり3人程度の部活動指導員を計画的に配置(4年計画の初年度:全体計画の1/4を計上)
- ○事業主体:都道府県、市町村※公立の中学校等の設置者(部活動指導員に関する規則等を整備)
- ○補助割合:国1/3 (市町村が事業主体の場合、都道府県が1/3、市町村が1/3を負担。都道府県、指定都市の場合は2/3を負担。)
- ○補助対象経費:公立の中学校等に配置する部活動指導員に対する報酬等、交通費、出張旅費